

佐賀市の教育・保育施設に就職される予定のみなさまへ

～ 保育士等への就職と家賃の一部を応援します ～ 佐賀市保育士家賃補助金のおしらせ

佐賀市では、市内の教育・保育施設に保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭、保健師、看護師又は准看護師の有資格者）としてはじめて就職し、一人暮らしやひとり親で18歳未満と同居する方を支援するために、家賃の一部として「保育士家賃補助金」を支給します。

○ 要件

佐賀市内の認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所における令和4年4月1日以降の新規採用保育士等（ただし保健師、看護師又は准看護師のみの有資格者については令和6年4月1日以降新規採用者、ひとり親で18歳未満と同居する者は令和7年4月1日以降の新規採用者）で、次の①～⑥の要件を全て満たす者

- ① 他の保育施設で、これまで保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭、保健師、看護師又は准看護師の有資格者）として勤務経験がない者
- ② 保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭、保健師、看護師又は准看護師）の有資格者、又は勤務開始日までに同資格取得見込み者
- ③ 短時間でない常勤保育士等（1日当たり6時間以上かつ1月当たり20日以上勤務）として、1年以上の勤務予定者
- ④ 佐賀市内の、私立の認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所の職員、または公立の保育施設の会計年度職員
- ⑤ 申請者本人が契約した近隣の民間賃貸住宅等に居住する単身者、またはひとり親家庭で18歳未満の者（18歳到達年度の3月31日までの者を含む）と同居する者（当該年度4月1日時点で18歳以上の者が同居する場合を除く）であって、当該民間賃貸住宅等から原則毎日通勤する者
- ⑥ 勤務開始月から36か月までの者で、過去に本事業による補助金の支給を受けていない者（継続申請者を除く）

○ 補助金の額

月額1万円以内（家賃基本額から住宅手当等控除した額の範囲で、最大1万円）

○ 支給期間

新規採用月から最長36か月以内まで延長可能 ※毎年度更新のため申請が必要

【留意事項】

- ◆ 交付決定期間中、支給要件に該当しなくなった場合は必ず届け出が必要です。
- ◆ 支給については、半年ごとに実績報告と領収書等の写し・請求書等の提出が必要で、審査後交付確定となります。（半年単位の後払い制）

◎ 提出書類について

- ・ 申請書（就職先施設、佐賀市保育幼稚園課窓口及び佐賀市公式HP上にあります）
- ・ 勤務内容証明書（就職予定の保育所等から発行してもらってください）
- ・ 保育士登録書等各資格書の写し（交付見込みの場合は、資格の合格通知書の写し、もしくは資格取得見込証明書と卒業見込証明書の写し2点など）
- ・ 誓約書兼同意書
- ・ 賃貸契約書等の写し（賃貸契約者や貸主、家賃基本額等の契約状況確認のため）
- ・ 居住地が佐賀市外の場合、賃貸住宅の住所地での申請者本人の住民票謄本



《問合せ先》

佐賀市保育幼稚園課幼保事業係

電話 0952-40-7294 FAX 0952-40-7395

佐賀市保育士家賃補助金 Q&A



Q1. 認可外保育施設で働くことになりました。補助金の対象者になりますか？

A1. 対象になりません。対象となる施設は佐賀市内にある、認可保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所のみとなります。



Q2. 他の保育施設で保育士等として勤務した経験がありますが、4月から佐賀市内の保育所に再就職した場合、補助金の対象者になりますか？

A2. 対象になりません。新規保育士等の確保が目的のため、新卒者などこれまで保育士等として保育施設などで勤務していないことが条件となります。



Q3. 保育士補助員等（無資格）で施設採用後、新たに保育士等の資格を取得した場合、補助金の対象者となりますか？

A3. 有資格の保育士等として就職後は対象となります。保育士資格等の取得率向上につながるためです。



Q4. 補助金の支給時期は、いつ頃ですか？

A4. 毎年4月から9月までの分は10月末までに、10月から翌年3月までの分については3月末までに実績報告書と領収書等の写し・請求書等を提出していただき、審査後1か月程度で半年分まとめて支給されます。



Q5. 新規採用後に一人暮らしを始めましたが、申請すれば補助金の対象者になりますか？

A5. 新規採用後、勤務開始日から36か月以内は、支給の対象となりますので、申請をお願いします。



《問い合わせ先》

佐賀市保育幼稚園課幼保事業係

電話 0952-40-7294 FAX 0952-40-7395